

販路拡大支援補助金

※本補助金は、課税の対象となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式を踏まえ、販路拡大に向け新たな取組を行う中小企業者の皆様を支援します。中小企業者の団体での申請も可能です。

補助対象事業	補助率	補助額（上限）
① ホームページ作成 ホームページ(ウェブサイト)を作成に係る経費(外注費)を補助します。	2/3	20万円 (中小企業者団体が申請する場合 50万円)
② 企業紹介動画の作成 自社の製品・技術等の紹介動画作成に係る経費(外注費)を補助します。		
③ 展示会などへの出展 展示会・見本市などの出展に係る経費(出店小間料等)を補助します。		
④ <u>チラシ、パンフレット、カタログ、ポスターの作成等</u> チラシ等を作成するための印刷製本費、デザイン料等を補助します。 ※注意④は、中小企業者団体が実施する場合のみ対象とします。		

※間接経費(消費税、振込手数料、交通費、通信費、光熱費等)は対象となりません。

※各補助対象事業を開始する前に申請をしてください。



○申請受付期間

※事前相談のあった方のみ郵送で申請を受け付けます。

令和3年4月1日～12月28日（当日消印有効）

※予算額に達し次第、受付は終了となります。

○申請書等の配布先

申請を検討されている方は、まず「にぎわい創出課 企業支援グループ」へご相談ください。

申請に必要な書類は以下で配布しています。

- ・ 小川町役場にぎわい創出課窓口
- ・ 小川町商工会窓口

上記の他、小川町のホームページからダウンロードできます。

↓切り取って郵送時にお使いください

〒355-0392

比企郡小川町大字大塚55番地
小川町役場 にぎわい創出課
企業支援グループ あて

販路拡大支援補助金書類 在中

○申請及びお問合せ先

小川町役場 にぎわい創出課
企業支援グループ 販路拡大支援担当
☎：0493-72-1221（内線231・232）

○注意事項

- (1) 各事業の開始前に申請をしてください。
- (2) 販売が主目的の展示会等への出展費用は対象外です。
- (3) 国、県等の補助事業を併用する場合、補助対象経費から国、県等の補助金額を差し引いた額が補助対象経費となります。
- (4) 間接経費（消費税、振込手数料、交通費、通信費、光熱費等）は、補助対象経費となりません。

○申込資格

次の全ての条件を満たしていることが必要です。

○中小企業者による申請

- 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者である。
- 町内に本社及び主たる事業所(個人事業主にあつては住所及び主たる事業所)を有しており、令和2年4月1日以前から事業を行っている。
- 町税等に滞納がない。
- 暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を持っていない。
- 風俗営業等を営む事業者でない。
- フランチャイズチェーン方式による事業所でない。
- 小川町経営革新計画等チャレンジ応援補助金の交付決定を受けていない。

○中小企業者団体による申請

- 町内に主たる事業所を有し、令和2年4月1日以前から事業を行っている中小企業者が構成員の3分の2以上を占め、かつ5社以上からなる団体

○提出書類

- ① 小川町中小企業者等販路拡大支援補助金交付申請書兼誓約書
- ② 事業所等の概要がわかる書類
 - 法人の場合
 - 履歴全部事項証明書の写し
 - 法人名義の振込先の確認出来る通帳の写し等
 - 個人の場合
 - 本人確認書類（免許証、住民基本台帳カード等の写し）
 - 開業届又は営業許可証（営業に係る許可が必要な業種のみ）の写し
 - 直近の確定申告書の写し
 - 本人名義の振込先の確認出来る通帳の写し
 - 団体の場合
 - 団体の定款、約款、会則等の写し等（代表者の定めのあるもの）
 - 構成員の名簿
 - 財務諸表等
 - 活動の実態や内容が分かる資料
 - 振込先の確認出来る通帳の写し
- ③ 事業内容が確認出来る書類
 - 事業計画書
 - 事業内容が確認できる書類
 - 見積書

※上記のほか、追加資料を求める場合があります。